

美濃加茂市監査委員告示第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項により、次のとおり令和元年度工事監査の結果に基づき講じた措置の内容についての通知を公表する。

令和 2 年 3 月 11 日

美濃加茂市監査委員 永 田 博 和

美濃加茂市監査委員 酒 向 信 幸

1. 監査の種類 地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定による監査
2. 監査の対象 令和元年度 下則友南坂線道路改良工事
所 管 課 建設水道部土木課
3. 監査実施日 令和 2 年 1 月 21 日（火）
4. 監査結果に関する報告の公表 令和 2 年 2 月 27 日（木）
5. 監査結果に対する措置の内容
 - ・ 別紙のとおり

工事技術監査の提案及び検討事項に対する回答

<説明> 点線部分：今後に向けての提案事項

実線部分：対応方法等を検討されたい事項

1. 工事完成後に下請負業者に配布されているか、受払簿で協力業者への配布確認をし、また、下請負業者から共済証紙交付辞退の申し入れがあった場合には、本当に証紙が不必要か等の確認もお願いします。

回答⇒受払簿等で確認します。

2. 施工体制台帳（２次以降の請負契約の写し共）を添付させると共に、請負契約の写し（注文書、請書）等で、下請業者に「法定福利費」項目として計上されているかの記載も併せて指導をお願いします。

回答⇒必要書類の確認及び記載漏れ個所について修正等指導します。

3. 設計照査が、打合せ簿にて実施されていたが、岐阜県様式等を使用し施工前に提出させることが望まれる。

回答⇒様式等確認し適切な対応を実施します。

4. 現場で作業する者が（常時 10 人～49 人）の場合、統括安全衛生責任者、安全衛生責任者は、「準ずる者」とすることが望ましく指導をお願いします。

回答⇒適切な指導を行います。

5. 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、電子媒体にて提出させる等の指導をお願いします。

回答⇒必要書類提出等、適切な指導を行います。

6. 産業廃棄物処理に際して、前段に「建設廃棄物処理フロー図」を添付させると、発生材別の収集運搬業者及び処理業者との契約書が、チェックしやすいので、今後指導をお願いします。

回答⇒必要書類提出等、適切な指導を行います。

7. 現場での「始業前点検」実施の指導確認をお願いする。

回答⇒適切な指導及び確認を行います。

8. 施工現場は、斜面崩壊等の危険要因もあり、また、近くに参拝者参道がある。立入ろうとする一般者もいることを想定し、囲い及び「関係者以外立入禁止」周知看板を設置しておくこと。

回答⇒工事個所への侵入防止対策等を行います。

9. 掘削、法切り箇所と作業員通路を明確にしておくこと。また、掘削作業の下部への立入禁止措置を行うこと。ともすれば、作業員の油断、安心から想定しないことが起こりうる。徹底させること。

回答⇒徹底した安全管理を行います。

10. 危険要因の多い現場である。降雨時等の湧水、特に法肩部の排水状況確認、亀裂の確認を行い、異常を発見した場合は適切な措置を講じること。

回答⇒湧水等現場の変化に対応・予測を行い適切な措置を講じます。

11. 建設業法等による工事現場掲示物「建築工事事務の手引（愛知県建設局 2-5）及び「愛知県現場必携 1-13（5）」より、「工事現場の掲示について」を参考に掲示すべきものを徹底させること。また、記載方法等を請負業者へ指導徹底をお願いする。

回答⇒掲示物及び記載方法等、適切に実施できるよう指導します。

ア. 「公衆の見やすい位置掲示」と「関係労働者の見やすい位置掲示」と区別する。

回答⇒適切な指導を行います。

イ. 大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項による調査結果を掲示していなかった。指導徹底をお願いする。

回答⇒適切な指導を行います。

ウ. 作業中止基準を掲示しておくことが望ましい。

回答⇒適切な指導を行います。